

## フランク時代の裁判風景(3)

### —一部族法典にみられる象徴主義—

森 義信\*

#### 要 約

古ゲルマン諸族は、文字を連ねて文章を綴る伝統をもたなかったが、ローマ文明と直接接触するに及んで、書字文化の影響に屈伏することとなった。ゲルマン民族の一派、サリー系フランク族の口承の慣習法も、ラテン語で書き記されるにいたった。しかし、サリカ法は、内容的にはローマ法の影響をほとんど受けておらず、全体としてはアルカイックなままであったとしてよい。

初期中世におけるフランク王国では、法律上の業務は依然として口頭でなされつづけたし、大方の犯罪は書証によっては証明されえなかった。それゆえ、口頭の証明はこの識字率の著しく低い時代のひとつの特徴でもあった。

そして訴訟当事者は、「手と口をもって」「可視的にして可聴的に」、法律上の形式主義と象徴主義にしたがって振る舞わねばならなかった。具体例を一つ示せば、土地を移譲しようとする場合、土地は当然のことながら買い手に手ずから渡されえない。それゆえ、土地の取得は、土地そのものを象徴する、たとえば掌いっぱい土ないしは土塊のようなものを用いて、象徴的におこなわれた。あるいはまたサリカ法には、所有者が手に杖あるいは棒をもって垣根を飛び越えることによって、土地の放棄を象徴的に示す事例もある。フランク人はまた、短い棒を人間のシンボルとして利用した。親族から離別するために必要とされた法律上の手続きは、たいへん形式主義的でシンボリックであった。

このようにゲルマン法における法律上の行為は、決まり文句や形式的なジェスチャー、シンボルの使用によって完全なものにされたのである。書証の使用はこうした行為を補強したにすぎず、しかもラテン文字を読めない人々にとっては、文書証拠そのものもシンボル以外の何物でもなかったのである。

---

\*大妻女子大学 社会情報学部

## 1 「可聴的」と「可視的」なること

古代世界においては、法廷に立つ者は定められた言葉を発し、決められた身振りやしぐさをとらなければならないとされていた。それは、そうした決まり文句や一定の身体表現というものに呪術性・宗教性が付与されていたからであるが、同時に、そうした定形の言語や行為が、法廷内にいるだれにでも認識できる儀式的、形式的表現行為であったからでもある。「形式主義 Formalismus」とも称される、このような法廷内の手続きは、すでに「十二表法」時代の古代ローマ法に認められるものである<sup>1)</sup>。

ゲルマン古代の法にも同様な特徴が認められる。法廷内の訴訟当事者は、確立した形式主義に則って発言し、振る舞うことを要求された。定められた形式からの逸脱があれば、当事者は訴訟を失う恐れがあったものの、形式に従っているかぎり勝訴の可能性は高かった。

ゲルマン諸族の法は、ながらく慣習法として口承で維持されてきたが、西ローマ帝国領内に諸部族国家が建てられて以降、旧ローマ系貴族とキリスト教聖職者の指導と協力のもとで、成文化の事業が進展した。こうして諸部族伝来の法がラテン語をもって編纂され、ゲルマン古法の一部が文字の形で残されるにいたったのである<sup>2)</sup>。

そうした部族法典によれば、紀元5世紀の後半に成立したフランク王国における法律行為は、証人の面前または裁判集会において、公然と「口と手とをもって」もしくは「手と舌とをもって」、儀式的にとりおこなわれることが必要とされ、したがって「可聴的」にして「可視的」であることが要件とされた。すなわち、種々の法律行為については、それぞれ特定の法律用語や決まり文句が定められており、それを誰の耳にも聞こえるように声高らかに間違えることなく唱えることが「可聴的」の意味内容である<sup>3)</sup>。

また各種の法律行為については、それぞれ特定の身振りや服装、用いられるべき象徴物などが定められていた。特定の服装をしたり特定の象徴物を持参して用いたり、あるいは当事者の手足やそ

の他身体の一部を動かして、誰の眼にも見えるように、儀式的所作を繰り返りひろげたりすることが、すなわち「可視的」なることの意味である<sup>4)</sup>。

### 2-1) 象徴とはなにか

ゲルマン法の世界では、権威や権力のような、それ自身としては目に見えないもののある象徴物を用いて可視的にしたり、運ぶことのできない不動産物件をある物で代替して示したりすることが、よくおこなわれていた。このようなゲルマン法の法律行為における具象化ないしは代替性のことを、久保正幡氏は「象徴主義」と命名した<sup>5)</sup>。ゲルマン人が中世という舞台での主役の座を射止めたとき、形式主義も象徴主義も中世世界に持ち込まれたのである<sup>6)</sup>。

ところで、ここでいう「象徴」とは西欧語の「シンボル」の訳語であり、ギリシア語の「割り符 symbolon」を語源としている。割り符は、周知のように、片割れそれぞれを照合することによって相手を認知し、相互の交渉を開始する際の符号である。シンボルは、象徴するものと象徴されるものとの二項のあいだにある対応関係を、認識し了解できる集団や共同体成員間の約束事＝符丁であるといえる。

言語も、この意味では符号であり、相互の認識と伝達の機能を備えていることは言うまでもない。ヴァルター・ベンヤミンは、言語に伝達機能とともにこの象徴的機能が備わっていることを指摘している<sup>7)</sup>。本稿では、しかし、言語の象徴的機能については若干の考察を加えるに留めた。象徴物あるいはそれをを用いた象徴的行為は、しばしば言語によっては表現しがたい、いわば深層に隠されたものを表現している場合が多いからである。言いかえれば、象徴物の使用ないし象徴的行為は、人間の思考を一義的な言語の回路から解き放つ役割を果たしているものであり、深層に隠されたものの表出が、言語的標識によらず、物ないし行為による場合を、本稿では仮に「象徴主義」と定義し、もっぱらこれを考察の対象としたからである。

こうした象徴物を用いることは、前近代社会における生活や文化のなかではきわめて重要な意味

を付与されてきた。符丁=象徴物が用いられる世界では、これを解することのできる者たちの共同性と帰属意識とが、決定的に重要とされてきたからにはほかならない<sup>8)</sup>。

かように中世の人々は、ある決まり文句や身振り、象徴物のなかに特有の意味合いを込めたのであるが、彼らの観念や行為は、現代の我々には時としてユーモラスに映り、時には理解が困難ですらある。それゆえ、中世の人々の生活習慣や行動様式、あるいは文化万般を理解するためには、この彼らに固有の表象や価値観の世界に足を踏み入れる必要があり、またそうしたシンボリズムの世界の再構築を試みる必要があるのである<sup>9)</sup>。

ゲルマン法の主要な法源にはゲルマン諸部族法典、フランク王国のカピトゥラリア(勅令)、法律文例集、フランス中世の慣習法記録、ドイツ中世のザクセンシュピーゲル、ヴァイスチューマー(判告集)などがある。本稿ではこのうち部族法典に限定して、したがって時代的には5世紀から10世紀に限って、ゲルマン法に特有<sup>10)</sup>な「象徴主義」の問題を具体的事例に即して考察してみた。

## 2-(2) 象徴物と象徴的行為

ゲルマン法上の象徴物には種々あるが、たとえば使者や裁判官のもつ「杖」は受託者の地位を象徴し、国王の「権標」や「旗」や「帽子」、太公の「印璽」や「指輪」は権力一般を、また「剣」は家長権を象徴している。法廷に集う民衆の目に見えるこれらの象徴物は、臨席することのない王や太公の権力や権威というものを連想させるものであった。

ゲルマン法における象徴物ないし象徴的行為について、包括的な検討を最初に加えたのは、ヤコブ・グリムであり、彼はその著『法の内なるポエジー』および『ドイツ法故事誌』において、「法的象徴 *Rechtssymbole*」を種々の法源に渉猟したうえで、それらを次の八項目に分けて論じている<sup>11)</sup>。

- (1) 土塊、雑草、牧草、草茎、藁、樹枝、切株、棒などは土地所有権を象徴する。草茎や切り株や藁(*stipula*)は、ローマ法上の「契約(*stipulation*)」に関係があるとされる。また

「枝」が意味するのは「分ける」ということである。

- (2) 剣と紡錘は男と女の主たる仕事を象徴する道具であり、それぞれ遺産相続にかんして「男系親」、「女系親」を象徴する。武器の授与は権利の譲渡を意味し、養子縁組に際しては剣が用いられ、保釈の際には矢が用いられている。このグループに属する象徴物に槍、投槍、短刀、ハンマー・ショベル・鋏・槌・拍車・鎧などがある。
- (3) 楯、衣服、マント、毛皮など身体を覆うものは、「保護」や「保証」を意味した。結婚式に際して、新郎は新婦にマントを着せかける。毛皮で覆った土地には、その者の占有権が認められる。帽子やヴェールを取り去られれば、名誉を奪われ無防備とされたことに等しく、靴と手袋もこの範疇に属する象徴物であるという。
- (4) 指輪は結合の象徴であり、封土の授与にもなる主従関係の締結や男女の結婚に際して用いられた。帯や旗もこのグループに属するという。
- (5) 鍵(*Schlüssel*)は「契約の締結(*Schluss*)」を象徴するものである。これはまた、しばしば家全体を表象し、あるいは家婦の印としての意味を有し、未亡人が死んだ亭主の墓の上にこれを置いてくると、夫の債務を免れることができた。扉も家全体の象徴である。
- (6) 水、葡萄酒、血。葡萄酒と血はキリスト教以前から盟友関係や平和条約の締結に際して象徴的にもちいられている。
- (7) 犬と猫、雄鶏と雌鶏などの家畜は、主として人的な諸関係、たとえば婚姻とか放免のときに象徴的なものとなる。
- (8) 「耳を引っ張られた証人」。手や指、足、口、頭、髭や髪の毛など身体の部位を用いた象徴的しぐさ。のせる、投げる、渡す、着せる、踏むなどの動作。

ゲルマン法上の象徴的行為にはさまざまな事例があるが、上記の(8)に若干の補足をすれば、支配

者を「楯」に載せることによって、王位への推戴を示したり、手袋を投げつけることによって挑戦の意志を表現したり、決まり文句を唱え、指を曲げたり「フェーストゥーカ」と呼ばれる小さな棒を相手方に投げ与えたりすることによって、不動産の譲渡を明示的におこなう慣習があった。さらに、婚姻契約に際して、父親など花嫁のムント権者は、槍などとともに彼女を新郎に引き渡す。花嫁はそれまで長くのばしていた髪の毛を巻き上げられ、頭にヴェールをつけられ、花冠をかぶせられ、さらにマントを着せられる。新郎は彼女の手をとり、彼女の足を踏んだり、膝のうえに抱きあげたりし、こののち新婦は、花嫁行列を作って夫の家に送りこまれるといった具合である<sup>12)</sup>。

法における象徴主義の問題については、オットー・ギールケも、グリムの影響を強く受けつつ、『ドイツ法におけるユーモア』という観点から論じている。ギールケはドイツ法に表われた機知に富む規定、風刺的、風変わりで奇怪な規定を「ユーモア」という概念で括り、これをドイツ民族に特有の属性とみた。それは、古来ドイツ民衆が自らの言葉で語り継いできた民衆の法であり、慣習法にはかならなかった<sup>13)</sup>。ゲルマン的慣習法の世界は、グリムやギールケにとっては、「ポエジー」や「ユーモア」に満ちた共同体にはかならなかったのである。

### 3 具体的考察

ここでの主たる法史料はラテン語で書かれたゲルマン系諸部族の法典である。古来ゲルマン人が慣習として保持してきた口承の法は、5世紀以降順次、ラテン語によって成文化された。しかし「ゲルマン古代の法は、まさに文字による記録を嫌うものであった」<sup>14)</sup>から、ゲルマンの慣習法のすべてがそのまま成文化されたわけではなく、文字化に馴染むものだけが法典に収められたとも考えられるのである。したがって、法典に現われる法的象徴物ないし象徴的行為は、古来の慣習法に含まれていたであろうそれらの、ほんの一部分であることを承知しておく必要がある。

また、十指に余る諸部族法典は、法的象徴に関していえば、次の三つのグループに分類される。

7世紀初頭までにラテン語化された『ブルグンド法典』『サリカ法協約』『サリカ法典』『リプアリア法典』および『アラマン部族協約』は、法的象徴の事例を比較的多く含み、8世紀の編纂になる『アラマン部族法典』『バイエルン部族法典』はこれを僅かに含み、他方9世紀になってから成文化を経験したザクセン、フリーゼン、チューリンゲン、カマヴィー・フランクなどの部族の法典では、法的象徴に該当する法規定はほとんど見当たらない。逆に、一般論としては、時代がくだるにつれてローマ法やキリスト教の影響が色濃くみとめられるようになると言える。

以下において、部族法典にみられる象徴物、象徴的行為についての具体的な考察を試みるのであるが、その順序として、裁判の開始から結審、判決の執行にいたる過程を念頭に置きつつ、史料を整理・配置してみた。

#### 3-(1) 剣・槍と紡錘

『リプアリア法典』の第32章「召喚について」の4項における規定では、差し押さえにたいして反対の意志を表示しようとする場合、相手方の家の門あるいは戸口側柱に「剣」を置くべし、とある。同法典の第59章「売却について」の4項では、訴訟を追求する者が教会堂の戸口に「剣」を置いた場合は、両当事者は国王の面前で決闘をなすべく出頭しなければならないとある<sup>15)</sup>。「剣」はだれの目にも明らかな、挑戦、対決の象徴物であるとともに、家長権を象徴する物でもあった。訴訟を提起しようとしたり、あるいは逆に訴訟を打ちきろうとしたりする者は、剣をこのように可視的に用いることとされていたのである。

『リプアリア法典』第58章「タブラリウスについて」の18項では、「剣」が違った意味合いを持たされて登場している。ある自由人女性が親族の反対にもかかわらず、ある男性奴隷を追慕した場合、王または伯は彼女に「剣と紡錘」とを提示し、この女性が「剣」を取れば、奴隷を殺害すべく、また「紡錘」を選べば彼女自身が奴隷身分に陥るべしとの規定である<sup>16)</sup>。剣は男系親あるいは家長権、紡錘は女系親を象徴的に示すとされるが、ここでは、当

該女性が剣を取ることによって父権に由来する自由身分を選択し、そこに留まることを象徴的に示し、あるいは紡錘を選ぶことによって嫁ぐ自由を選択し、その結果不自由身分に陥ることを厭わないことを意味したのであろう。

また、『チューリングン部族法典』第30条には、子供のいない女性の不動産相続にかんする規定が掲げられ、まずこの女性の父親の系譜に属する五親等までの親族について、相続権者を捜し、いなければ「全遺産は槍から紡錘に移行する」とあり、要するに母親の系譜に属する者に相続権が移るとされているのである。言うまでもなく、ここでは「槍」が「剣」と同様に男系親族を象徴的に示している<sup>17)</sup>。

### 3-(2) 土塊、樹枝、布、棒、草茎、犁

『アラマン部族法典』の第81章には、親戚の者同士が境界争いをしている場合について、つぎのような定めがある。係争両当事者は畑の中央にアラマン語で“curfo”と呼ばれている土塊を拾い集めて盛り土にし、これに樹木から手折った枝を突き立てる。その後当事者はこの土塊を手にとり、立ち合っている伯がこれを布に包み封印する。両当事者は決闘に用いる剣をこの布に包まれた土塊に触れさせ、勝利を神に祈りつつ決闘に及ぶ<sup>18)</sup>。土塊や樹木の枝は、いずれも土地所有権を象徴するものであり、布もまたこの土地に対する占有権を表象している。ここに出てくる剣は文字どおり、戦いの武器そのものであるが、剣を布に包まれた土塊に触れさせるのは、この戦いが土地所有権をかけた神判を求める決闘であったからにほかならない。

『サリカ法協約』の第58章「土塊投げについて (De chrenecruda)」では、殺人を犯した者が、遺族に贖罪金を支払いきれない場合、自宅の四隅より「土塊 (terra)」を掌中に集め、敷居のところで家内に向かって立ち、左の手でこの土塊を戸外にいる親戚の者に向かって肩越しに投げかけ、残債の支払いを肩代わりしてもらおうという規定がある。これに続けて「かくして、彼はシャツのまま、帯を締めず、靴も履かず、棒を手中に垣を越すべし」とある<sup>19)</sup>。ここでの「土塊」は、単なる土地所有権の

象徴に留まらず、自己の債務、したがってまた自己の家屋そのものにもかかっている負債-借金もまた財産である-を象徴しているものであり、「土塊」を投げかけられた者には、残債の返済義務が降りかかるしくみであった。しかもこれら親族が貧しくてこの債務を払いきれない場合、他の親族を呼び集めて再度土塊を投げかけ、全額の支払いを完了しなければならない。これができなければ殺人犯は裁判所に出頭し、自らの生命をもって罪を償わなければならない。土塊を投げかける行為や、棒を手にシャツ一枚の裸足で垣根を乗り越えて出ていく姿は、いかにも印象的であり視覚に訴えるところが強烈で、記憶に留められる効果は大きかったとみられる<sup>20)</sup>。

贖罪金の支払いにまで連帯責任を求められる親族は、時としてこの血縁関係を断ち切りたいとすら願う場合があった。『サリカ法協約』第60章「親族と別れんと欲する者について」では、「かく欲する者は、裁判所において、三本の赤楊 (はんのき) の棒を頭上にて折るべし。そののち彼はこれらを四方に投げ、以後己れが宣誓の補助、遺産および親族とのあらゆる関係より離脱することを言明すべし」とある。ここには形式主義と象徴主義が結合して表われている。絶縁を求める者は、親族を象徴する赤楊の枝三本を形式に則って頭上でへし折り、これを四方に投げ捨てつつ、決まり文句を言明しなければならない<sup>21)</sup>。これもまた、目撃する人々の視覚と聴覚に印象的で、記憶に残りやすい象徴的な法行為であったといえよう。

同じく『サリカ法協約』第46章「アファトミーについて」には、或る者AがだれかCに財産の全部ないし一部を譲渡しようとする場合、Aはまず仲介者Bを自宅に招き、「草茎 (fistuca)」をBの懐中に投げ入れつつ己れの意向を告げる。BはAの家にしばし逗留しつつ三人以上の証人となるべき客人を招き、食事を供しながら、Aから依頼をうけた信託について草茎を用いて象徴的に示す。ついでBはCへの財産移譲の行為を、12ヵ月以内に国王の面前ないし裁判所においてなすべきであり、上記の証人たちはこれに証言を添えることになっている<sup>22)</sup>。「草茎」は「土塊」と同様、土地所有権の象徴であ

り、それを相手の懐中に投げ込む行為は、所有権の移転を可視的に示すものであったとしてよからう。それは自宅においてであれ、国王の面前や裁判所においてであれ、複数の証人の前でなされるべきものであり、後日当該物件の所有権について争いが生じたとき、立ち合っていた複数の証人から証言が得られるように配慮されたものである。文書による証明行為が法律적으로おこなわれる以前の、プリミティヴな慣行であったと推定される。

「草茎」はまた、つぎのようなケースでも用いられている。『サリカ法協約』の第50章「信約について」の3項では、債権者Aが債務者Bの信約違反を裁判所に訴え出る時、Aは債務者の財産に手をつけがために己れの財産を賭けることを、「草茎を掴んで」宣誓するべしとされている<sup>23)</sup>。債務者が約束を反古にして借財を返済しようとしないうちに、債権者は自己の財産を賭けて訴訟に及ぶ。この決意のほどを訴訟関係者に見てもらうために、自分の所有地に生えている「草茎」を掴んで裁判所に訴え出るといっているのであるから、「草茎」がなにを象徴しているかはもはや言うまでもなからう。

なお『バイエルン部族法典』の第16章の17「自己の世襲財産を売りたい者について」では、売買契約が成立して引渡し済の不動産物件について、第三者がこれを横領せんとするとき、売主はあらためて買主にたいして、譲渡の適法性を次の要領で保障しなければならなかった。売り主は、耕野の四隅または指定せられたる境界標示の箇所において、「私は〔当該物件を〕あなたに引き渡した、しかして〔これを〕適法に保障するものである」という決まり文句を唱えて、その土地より〔土塊を〕取り上げ、また犁を引いて廻り<sup>24)</sup>、または、もし当該物件が森林であるときは、「芝土」または「樹枝」から〔その一部を〕取り上げるべし、との規定である<sup>25)</sup>。ここでも「土塊」「芝土」や「樹枝」が不動産全体の所有権を象徴するものであったことは明白であり、ゲルマン法の世界ではこのように部分全体を表象するケースがいたるところに見出されるのである<sup>26)</sup>。

### 3-(3) 身体の一部を用いた象徴的行為

『リプアリア法典』の第33章「アネファンクについて」には、だれかが自分の物件を認知しようとする場合、彼はその物のうえに「手」を置かなければならないが、この物の所有権をめぐって異議が生じた時は、両当事者が「武装せる右手」をもって共に宣誓し、「左手」をこの物の上に置くべしとの規定がある。第58章の8では、奴隷の解放について異議を唱える所有権者は、当該奴隷の上に手を置くべしとの規定もある<sup>27)</sup>。物件の上に置かれた「手」は、物にたいする所有権の可視的な表示であり、「武装せる右手」とは「剣」を握りしめた状態、つまり対決、挑戦を意味しており、一連の行為は象徴物を用いた可視的な法律行為としてよからう。

『リプアリア法典』の第60章の1では、土地の譲渡にあたって、譲受人は少年を伴い、後日証人として口頭証言を提供できるよう、少年の横面を殴打し、あるいは耳を引っ張るべしとされている<sup>28)</sup>。『バイエルン部族法典』の第16章の2「もし誰かが財産を売りたいときは」の規定中の証人も、「耳を引っ張られるべし」とあり、同法典第17章の3にも「もし耳を引っ張られた証人を有したときは」との規定が見うけられる<sup>29)</sup>。

証人は法廷で証言するにあたり、その間ずっと耳を引っ張られていなければならず、あるいは法廷における証言能力は、かつてある行為に立ち合った際に耳を引っ張られて、これを記憶するよう強制された経験をもつ者に限られるとする規定である。古来耳は記憶が取り込まれ留まる器官であるとの考え方があり、物理的な力をこの感覚器官に加えることによって、証人の記憶がより確実なものとなるというギリシャ、ローマ以来の慣習に由来するものである。ゲルマン世界でも古くからおこなわれていたようであるが、ローマ法からの影響を考える必要があるかもしれない<sup>30)</sup>。

「耳を引っ張られた証人」による法律行為は、文書による証明行為がまだ十分な普及をみないアルカイック期の社会に特有の、プリミティヴな行為であったとみることもできる。初期フランク社会における訴訟では、被告による無罪証明の大半は、口述によったのであり、『サリカ法典』は口述によ

る証明行為にしか言及していない<sup>31)</sup>。

もちろん証書が全然用いられなかったわけではない。奴隷身分からの解放に際して、王名を付した自由証明書 (carta ingenuitatis) が発給され、この被解放者は「カルチュラリイ」と称された。しかし、この者はその証書になが書かれているかを判読できないのであるから、証書じたいが民衆的な観念からすれば、一種の呪物と考えられ、槍や草茎と同様の象徴的機能を果たすものとされていたのである。マックス・ヴェーバーによれば、始源的には、当事者たちは記載のある証書ではなく、記載のない羊皮紙を用いてまず法律行為をおこない、そのあとではじめてその内容が羊皮紙に記載されたという<sup>32)</sup>。

ここには口頭による証言が文書による証明よりも確かなものとされ、書かれた文書よりも記憶のほうが信頼されたという一面が認められる。『シュヴァーベン・シュピーゲル』の時代になっても、生き証人が証書にまさり、証人が死去している場合にかぎり証書に重きが置かれるとの規定が見いだされるのである<sup>33)</sup>。

### 3-(4) 楯と杖、指輪金・貨幣

『サリカ法協約』の第44章「指輪金について」では、寡婦との結婚を望む男についての審理が対象となっている。この裁判を主宰する裁判官は、裁判期日に「楯」をもって臨むこと。寡婦を貰い受けんとする男は、「指輪金 reipus」として均一重量の3ソリドゥスと1デナリウスを持参し、同席する三名の者による貨幣の検量を経たるのちに、それが故人や寡婦の親族の意に合した場合、婚姻を認められるとの規定である<sup>34)</sup>。

「楯」は、「杖」や「権標」と同様、法の保護者たる裁判官の権威の象徴である。『サリカ法協約』第46章「アファトミーについて」にも裁判官が楯をもって入廷するとあり、『リプアリア法典』の附加勅令第4号にも「楯及び杖により原告に対し決着を附くべし」とある<sup>35)</sup>。また同法典第71章には、「ある訴訟において杖が間にはいりたる場合」の規定がある<sup>36)</sup>。

ところで、ここでは婚姻締結の象徴物としての

指輪ではなしに、それに替わる金銭が用いられている。同席する三名の者による秤量という行為の目的は、この再婚の適否を判断するものであって、貨幣の真贋を試したわけではないと推測される。その点で、この秤量行為は、それ自体としては形式的な、しかし、再婚にたいして予想される非難や悪罵を封ずるための、可視的、明示的な代替行為であったと思われる。

貨幣は奴隷解放の際にも用いられている。『サリカ法協約』第26章1、2および『リプアリア法典』の第57章には、「デナリウス貨幣投げ」という行為によって解放された不自由人について、この解放が不法であると主張する者は、自己の「剣」をもって異議を唱えるべしとある。貨幣の放擲は、ある動産—ここでは奴隷—の所有権を放棄することを示すものである<sup>37)</sup>。

奴隷解放について規定している『カマヴィ・フランク部族法典』の第12章には、貨幣投げによる解放とは異なる、「証書あるいはハントラダムによりて自由人とされた者」が見出される<sup>38)</sup>。「ハントラダム」とは、同席せる十二人の関係者が奴隷を手から手へと受け渡していき、最後の人のところで解放行為が完了する、あるいは十二人が手をつなぎ、その輪の中で奴隷を解放する旨の宣言がなされて行為が完了するものと推定されている。十二人のなかには奴隷の所有者が含まれており、他はこの法律行為についての証人ということになる<sup>39)</sup>。

不自由人についてはその所有権をめぐる種々の争い事が絶えなかったようであり、『リプアリア法典』の第72章「アネファンクせられたる不自由人または家畜について」という条項には、大略つぎのような規定がある。誰に帰属する奴隷かといった、所有権について争いのある不自由人をめぐる訴訟が始まる前に、この不自由人が死亡してしまったときは、足首に「捲き枝」を結びつけて十字路に埋葬すべしとされる。訴訟当事者は、その死を見届けた者たちとともに、この「神聖なる場所」十字路に集い、不自由人の死が自然死であったことの証言を確認したのち、捲き枝を順次手渡しつつ、最後に、不法に売却ないし盗取したる者に達すべし<sup>40)</sup>、とある。

十字路が「聖なる場所」であったことは、ゲルマン諸族に共通しており、死体に捲きつけられた「枝」は、不自由人それ自体を象徴的に示すものである。巻き枝を順次手渡していく行為は、解放の時にみられた「ハントラダム」に類似しており、要するに死亡した奴隷の所有権をだれもが放棄することを象徴的に表している行為とみられる。

### 3-(5) 重さや広さ、長さの象徴的表現

『サリカ法協約』には、「自分の背にて運び得るほどの量を盗みたる者」についての罰則が定められている<sup>41)</sup>。耕地の広さを表示する「モルゲン」という単位も、牛が牽く犁で午前中に耕せる面積を意味していた。人によって担げる重量は異なるであろうし、土質によっても犁によっても耕せる面積は異なるであろうが、それだからこそ逆にこうした規定が意味をもっていた時代があったのである。

『バイエルン部族法典』の第12章の10項では、境界争いのある土地に建物を建て、これを垣根で囲おうとする者は、「1サイカの価値ある斧を南、東及び西の方向に投げるべし。しかし北の方向に対しては、[建物の]影が届く範囲まで」とすべし、との規定がある。争いが決着するまではこの範囲を越えてはならないということであるが、1サイカの価値のある斧がもっている象徴的な意味を探ることもさることながら、斧が到達する所までとか、影が届くところまでという規定は、曖昧さをこえてユーモラスですらある。同法典の第17章2項にも「1サイカの価値ある斧を投じて[その斧が達し]得る範囲の近傍において、他の土地を[與えるべし]」とある<sup>42)</sup>。投擲力に差があれば、当然囲垣の範囲も、與えられる土地の広さも異なってくるはずである。度量衡の定めがなかったわけではあるまいが、争いごとの決着をつけるにあたって、そうした尺度は採用されていないのである<sup>43)</sup>。

そうかと思うと『アラマン部族協約』には、「誰かある者が他人の頭を殴打し、その頭蓋骨が破壊されて、路上に立てかけられた盾にぶつかって音をたてたる場合」についての規定がある。頭蓋骨の一部が飛び散るほどの打撃を与えた場合の賠償規定であるが、それが「路上に立てかけられた盾

にぶつかる」ほどの距離を飛んだときと表現されている。この条文の訳や解釈については議論があり、表現の裏に潜むであろう真実についても議論の余地があるが、ここでは立ち入らない<sup>44)</sup>。傷の深さのはかりかたには、この他に、「脳髓が露出するほど」(『サリカ法典』第17章3)とか「手が不具にされそこに吊りさがりたる場合」(同29章2)、あるいは「出血が地面に滴るほど」(『リプアリア法典』第2章)、「鼻を切り落として涙をかむことができないほど」(同第5章2)など、多様である<sup>45)</sup>。

### 3-(6) 動物をめぐるユーモラスな規定

『ブルグンド法典』には猟犬を盗んだ者は、村民集会にどう公衆の面前で、犬の尻に繰り返しキスをするか、元の持ち主に6シリング、罰金として2シリングを支払うべしとの規定があり、あるいはまた、狩猟用の鷹を盗んだ者は、己れの裸の胸の上に6ポンドの肉を置き、その鷹にこれを食べさせてみせるか、元の持ち主に6シリング、罰金として2シリングを支払うべしとの規定がある<sup>46)</sup>。いずれも「二枚舌判決」と称される二者択一の形式をとっており、嫌疑を晴らそうとするのであれば、誰の目にも明らかなように振る舞わねばならなかった。子犬の頃から飼い馴らした猟犬であるならば、その尻にキスをすることくらいは、なんでもないのであろうし、手塩にかけて飼育・訓練した鷹であれば、自分の胸を突かれてしまう恐れは、まず抱かないであろうとの前提から、こうした定めが用意されている。

『アラマン部族法典』にはまた、現代社会でも時たま起きている飼い犬による殺人事件について、次のような規定が見いだされる。ある飼い犬が自由人をかみ殺したとき、犬の飼い主は被害者の遺族に「人命金の半額」を支払う。しかしもし遺族が全額の支払いを要求する場合には、遺族はまず当該犬の引き渡しを受ける。次いで遺族の家は一ヶ所を除いて閉鎖され、その唯一の戸口の地面から9フィートの所に当該犬は「屠殺されて」吊され、この犬の死骸が腐敗して崩れ落ち、地面に骨が散乱するまで、遺族はこの戸口のみを使わなければならない、犬の遺骸を移動させてはならない。この



禁を犯せば、遺族は上記半額の人命金をすらい戻さなければならない、という規定である<sup>47)</sup>。

四足獣による人間への危害については、人間による加害行為の際に支払われる贖罪金・罰金の半額、および当該家畜の引渡しの定めがあった。しかして、もし遺族が飼い主の罪をあくまでも問う場合、かかる要求は不当なものと思われ、法は逆に遺族に対して苛酷な条件を付し、それが満たされなければ、受け取った半額の人命金をすらい返却しろと命じている。アラマン法は、則を越えた要求に対して、おぞましい犬の死骸とそれから発するであろう堪え難い悪臭を連想させながら、視覚と嗅覚に訴える形で厳しく戒めているのである<sup>48)</sup>。

『サリカ法協約』第55章2および『リプリア法典』の第85章2では、埋葬死体の発掘・略取犯にたいして「狼たるべき」刑、すなわち平和喪失刑が科されている。また『サリカ法協約』第30章4、5には、男性を誹謗する言葉として「狐」「兎」が見出される。狐は狡がしこさ、へつらい、偽善、忘恩、臭気象徴物と見做され、また兎は臆病、用心深さ、温和さの象徴とされてきた。それゆえ、動物への譬えは、狡猾、臆病な性格を表現したものであり、同章の6「楯を投げ捨てた」との非難や誹謗に匹敵する悪罵であった。「卑怯者、臆病者」といった直接的な非難の言葉よりも、動物に譬えて人間の性格や品性を侮辱することのほうに、アルカイック期の人々はより深い侮蔑を感じたのであろう<sup>49)</sup>。

#### 4 まとめにかえて

ゲルマン人の法生活においては、口頭の手続きや定められた所作が重きをなしており、法手続きは「口と手」をもっておこなわれた。アンドレ・ルロワ＝グーランは「人間は唇、歯、舌で話し、手で身振りと書くことを行なう」と述べ、トーマス・オームは「話され歌われる可聴的な音・音声・言葉とは反対に、身振りとは人間の可視的な言葉である」と定義している<sup>50)</sup>。

話し言葉と身振りは、このように切っても切れない関係にあるのだが、これらを司る口＝顔と手

の関係について、グーランは以下のように続ける。「霊長類においては、手と顔の動きのあいだに一貫した均衡が[あるが]、……原始人類においては、手と顔の動きがいわば分離されてきて、一方は道具と身振りによって、もう一方は発声によって新しい均衡を求めるにいたる。図示表現が出現したとき、表現の均衡関係が確立し、手は視覚に係わる言語活動を受け持ち、顔は聞き取りに結びついた言語活動を受け持った。二つの極のあいだには、あのハレーション効果があって、身振りは言葉を翻訳し、言葉は図示表現を注釈するようになった」<sup>51)</sup>。

人間の言語活動は、このように、そもそものはじめから、音声と身振りの均衡のうえに成り立っていた。音声はやがて言葉に進化して、聴覚を通しての聞き取り活動と結びつき、身振りはそれとして、この話し言葉を補足するか、シンボルや図像ないし文字に進化する。いずれにしても身振り・しぐさは、視覚を通しての言語活動と結びついていたのである。

文字をもたない民族は、瞬時にして消え去る言葉の、記憶への固定化を図らなければならなかった。言葉は、ボディーランゲージと称される身体表現—舞踊や儀礼として、あるいは音声のままではあるが、記憶されやすいように韻をふんだ詩歌や簡潔な決まり文句、呪文として、さらには強烈な印象を脳に與えることによる記憶として、伝えられもした。印象を強烈なものとするためには、象徴物を用いてのしぐさ、象徴的身振りが必須とされてもいく。

ゲルマン人は、5世紀以降ラテン語の世界に入りながら、ラテン文字を使って己れの話し言葉を固定化することをなお数世紀にわたってためらってきた<sup>52)</sup>。マッキタリックが言うように、カロリング諸王は、部族法典の編纂に熱心であったし、多数の勅令を発し、国王証書や特権状も多数発給してきた。キリスト教聖職者による年代記、列伝、聖者伝の執筆も盛んであったし、教会や修道院の所領明細帳もたくさん書かれた<sup>53)</sup>。にもかかわらず、それらはゲルマン人の口について出る言葉とは異なる、ローマ人の言語、ラテン語で書かれたもの

であった。

法律上の手続きにおいても、一方では「成文法」の優越が唱えられ、そのために部族法典のコピーが大量に作成されながらも、法手続きにおけるゲルマン人の伝統は、容易に消え去ることはなかった。彼らは、「可聴的にして可視的」であることを重視し、身体をもって自己表現することに固執した。その結果として、象徴的なジェスチャーや象徴物の使用が重視され、宣誓の決まり文句や法律用語の重要性も維持されたのであった<sup>54)</sup>。

われわれが見てきた諸部族法典の規定は、移動期前後のゲルマン人のそうした法慣習のほんの一部分を伝えているにすぎず、法における形式主義や象徴主義の伝統は、9、10世紀を越えて、ヴァイスマーや『ザクセンシュピーゲル』の時代へと受け継がれていくのである。

## 注

1) Ekkehard Kaufmann, Formstrenge, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte 1, Sp. 1163-1168. マックス・カーザー (柴田光蔵訳) 『ローマ私法概説』創文社 (1979年), 原著 S.34ff., 37ff., 40ff., 43ff. 十二表法における形式主義については、佐藤篤士「十二表法」『西洋法制史料選I古代』(創文社) 所収, 20, 39頁以下参照。

2) Ruth Schmidt-Wiegand, Recht und Gesetz im Spannungsfeld zwischen Schriftlichkeit und Mundlichkeit im Mittelalter. in: Frühmittelalterliche Studien, 27 (1993), bes. S.147-151.

3) たとえば『サリカ法典』(久保正幡訳) 第50章「信約について」の3項には、債務者を伯の法廷に告発しようとする債権者は、伯の面前で「彼者は余に信約をなしたる者なるところ、余は彼者を適法に違約者たらしめまたサリカ法の規定するごとくに法廷に召喚したり、余は確実に彼の財産に手をつけるがために、余自身ならびに余の財産を賭す」との決まり文句を述べなければならないとされている。また『リプアリア法典』(久保正幡訳) 第67章「男子を遺さざる者について」の5項には、宣誓が「国王の宮廷裁判所前、榛の枝をもって囲まれたる場所にて、ad stafflo regis in circulo et in corelo, [特定]の言葉を遵守して cum verborum

contemplatione」おこなわれるべしとの規定がある。

R. Schmidt-Wiegand, Eid und Gelobnis, Formel und Formular im mittelalterlichen Recht, in: Recht und Schrift im Mittelalter. hs.v.P.Classen, Vorträge und Forschungen 23, Sigmaringen, 1977, S.55-90.

4) R. Schmidt-Wiegand, Gebärdensprache im mittelalterlichen Recht. in: Frühmittelalterliche Studien 16 (1982), S.363-379. ; Ders., Mit Hand und Mund. Sprachgebärden aus dem mittelalterlichen Rechtsleben. in: Frühmittelalterliche Studien 25 (1991), S.283-299. ; H. Wenzel, Hören und Sehen, Schrift und Bild. Kultur und Gedächtnis im Mittelalter. 1995. S.63 etc. なお『バイエルン部族法典』(世良晃志郎訳) の第17章「商人と彼等の事件について」の2項では「……余の耳をもって聴き且つ余の眼をもって見たり」との宣誓の言がある。アンドレ・ルロワ=グーラン (荒木亨訳) 『身ぶりと言葉』新潮社 (1973年) は、言語記号の一つとしての身振りを原理論的に扱っており、またジャン=クロード・シュミット (松村剛訳) 『中世の身ぶり』みすず書房 (1996年) は、中世キリスト教世界における身振りの文化を広く論じている。

5) 久保正幡「ギールケ・ドイツ法史方法序説—ドイツ団体法論第二巻緒説—(二・完)」『国家学会雑誌』60-8号 (1946年), 48頁以下, および同「ゲルマン法の象徴主義(1)~(3)」『国家学会雑誌』62-3・4, 6, 8号 (1948年)。

6) 法の象徴主義・形式主義については、B. Rehfeldt, Die Vergeistigung des Rechts. ZSSR. Germ. Abt. Bd. 67. 世良晃志郎は「象徴主義, 方式主義およびその根底をなすマギーの観念も, 統一的な国家権力の未成立ということと密接に関連するものである」と述べている。「封建社会の法思想」『西洋中世法の理念と現実』創文社 (1991年), 171頁。世良のこの指摘は、ゲルマン法の特色のひとつである象徴主義が、民衆的、慣習法的性格を強く帯びていることを逆に示すものである。

7) ヴァルター・ベンヤミン (久野収・佐藤康彦訳) 「言語一般および人間の言語」『言語と社会』所収, 晶文社 (1994年版), 45頁以下参照。

8) 現代においてすら、象徴が政治的に用いられる場合を考えてみれば、このことは容易に理解されるであろう。たとえば国旗・国歌・元首の存在・記念碑・国

民的英雄・ユニフォームなどは、いずれも人々の一体感や帰属意識を高める、統合的機能を果たしている。

9) アーロン・グレーヴィチは、古代・中世における象徴的表現を「現実を知的に把握するための方法」であり「バルバロスの世界理解に特有なもの」とし、他方、記録された文字にのみ頼る歴史研究に限界のある旨を述べている。Aaron J. Gurjewitsch, *Das Weltbild des mittelalterlichen Menschen*. VEB Verlag, 1978 (原著は1972)。グレーヴィチ (川端香男里, 栗原成郎訳) 『中世文化の 카테고리』岩波書店 (1992年), 425頁以下などを参照。

10) ゲルマン法はローマ法とは明らかに異なる独特な世界を形成しており、形式主義・象徴主義のほかにも贖罪金・人命金システム, 上級・下級所有権への分裂にみられる法分裂主義, 慣習法主義, 公法と私法の未分離, 団体主義などの特色を有している。

11) Jacob Grimm, *Deutsche Rechtsaltertümer* I, II, 4. Aufl., besorgt von Andreas Heusler und Rudolf Hübner, 1899, Nachdruck Darmstadt 1989, Wissenschaftliche Buchgesellschaft. bes. I. SS.153-284. ヤーコブ・グリム (堅田剛訳) 『法の内なるポエジー』(ZSRG. 2, 1815, Nachdruck Darmstadt 1957) 国書刊行会『グリム兄弟』(1989年) 所収。堅田剛『法の詩学—グリムの世界』新曜社 (1985年)。E.Göttinger, *Reallexicon der deutschen Altertümer*, 1885, Nachdruck 1982, SS.819-824.

12) 概略を知るには, H.ミッターイス=リーベリッヒ (世良晃志郎訳) 『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社を参照。

13) O. Gierke, *Der Humor im deutschen Recht*. 1871. S. 18 etc. オットー・ギールケの「ドイツ法におけるユーモア」については久保正幡「ギールケ・ドイツ法史方法序説—ドイツ団体法論」『国家学会雑誌』第60巻7, 8号, 堅田剛『歴史法学研究—歴史と法と言語のトリアデー』日本評論社 (1992年) を参照。ホイジンハ (高橋英夫訳) 『ホモ・ルーデンス 人類文化と遊戯』中央公論社 (1971年) も, 裁判を遊びの観点から取り扱っており, 興味深い指摘が多々見られる。

14) W. エーベル (西川洋一訳) 『ドイツ立法史』東大出版会 (1985年), 14頁。

15) *Lex Ribuarica* 32-4. *Germanenrechte, Texte und Übersetzungen Bd.2, Die Gesetze des Karolingerrei-*

*ches* 714-911, *Salische und Ribuarische Franken*. 1934 ; *Lex Ribuarica* 59-4.

16) *Lex Ribuarica* 58-18.

17) *Lex Thuringorum* 30. *Germanenrechte, Texte und Übersetzungen Bd.2, Die Gesetze des Karolingerreiches* 714-911, *Sachsen, Thüringer, Chamaven und Friesen*. 1934. 『ランゴバルド部族法典』(埜浩訳, 信山社, 105頁他) には, 「ガイレティンクス」とよばれる「槍 ger」を用いた遺贈行為がある。これは被相続人が「裁判所 thinx」においてまず槍を一人の証人に手交し, 次いでこの証人が改めてこの槍を相続人となるべき者に手交するという行為である。

18) *Leges Alamannorum* 81, *Germanenrechte, Neue Folge*, hg. K. A. Eckhardt, II. *Recensio Lantfridata (Lex)*, 1962.

19) *Pactus Legis Salicae* 58, *Germanenrechte, Texte und Übersetzungen Bd. 1. Die Gesetze des Merovingerreiches*. 1935. 「土塊投げ」については R. Schmidt-Wiegand, *Chrenecruda. Rechtswort und Formalakt der Merowingerzeit. jetzt in: Stammesrecht und Volkssprache, Ausgewählte Aufsätze zu den Leges barbarorum. Festgabe für Ruth Schmidt-Wiegand*. 1991. S. 481 ff. und Ders., *Gebärdensprache*, S. 378. を参照のこと。

20) ヤーコブ・グリム『法の内なるポエジー』(堅田訳 267頁) によれば, ギリシャでは 盗まれた自分の財物を嫌疑のかかった家で探索するに際しては, 帯をといて裸にならなければならなかった。帯をしないのは, なにも身につけていないことを明示的に示す必要があったからである。

21) *Pactus Legis Salicae* 60. R. Schmidt-Wiegand, *Chrenecruda*. S.484. はんのきの新しい切り口や折り口は白から赤に変わり, あたかも人間が血を流しているように見えるため, 血縁を断つことを象徴的に示すものとして選ばれたのかもしれない。

22) *Pactus Legis Salicae* 46. 仲介者=受託者を置くことによって, 譲渡行為がより確実なものとなったのである。"fistuca" = "festuca" は, 一般に若枝, 茎, 藁, 破片の意味をもつとされる。しかし厳密に言えば, フェーストッカーカが元来「草の茎」であったのか, それとも「木の棒」であったのかは不明であり, その由来や象徴物としての意義も十分に解明されているとはいえない。

マックス・ヴェーバー（世良晃志郎訳）『法社会学』創文社、1974年、155頁（48）の訳者註参照。

23) Pactus Legis Salicae 50-3.

24) ヤーコブ・グリム（桜沢正勝・鍛冶哲郎訳）『ドイツ伝説集（下）』人文書院（1990年）には、馬で巡った土地とか犁で返した土地とかが自分のものになるという故事が紹介されている（73頁）。ヒンクマルが書いた聖者伝によれば、クローヴィス王は自分が昼寝している間に、ランス教会の聖レミギウスが馬で回れるだけの広い土地を献上しようと約束し、実際にそうしたという。Hincmar, Vita Remigii, ed., B.Krusch, MGH. Scriptores Rerum Merovingiarum.3.

25) Lex Baiuvariorum 16-17. Germanenrechte, Texte und Übersetzungen, Bd.2, Die Gesetze des Karolingerreiches. Alemannen und Bayern,1934.

26) アーロン・グレーヴィチ、前掲書109頁には「土地所有権譲渡の取引を結ぶにあたっては、書類作成だけではだめで、旧所有者が新所有者に一かたまりの芝土を公開の場で手渡すという儀式をとりおこなうのであった。この芝土が全領地を象徴し、土地が文字通り”手から手へ”渡されたのだとみなされた。…中略…象徴はある程度象徴されるものの特性を受けとり、象徴されるものには象徴の特性が移された。中世人の意識においては、形象表現は表現されるものと内的に同一であり、精神的なものに物質の特性が与えられ、部分が全体を示すことができた」とある。

27) Lex Ribuarua 33-1, 58-8. 同法典第66章「宣誓について」の1項では、宣誓補助人ともども右手に武器をもって宣誓をなすべき旨の規定がある。なお「右」は正義、法、権利をも意味していた。

28) Lex Ribuarua 60-1.

29) Lex Baiuvariorum 16-2, 17-3. Ruth Schmidt-Wiegand, Mit Hand und Mund, S.293ff. und Adalbert Erler, Ohrfeige, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte 3, 1984, Sp.1299f. こうした象徴的行為はローマ法にも見出される。

30) Horst Wenzel, a.a.o. S.62f. und Ruth Schmidt-Wiegand, Mit Hand und Mund, S.294. ローマ法における握取行為（mancipatio）、銅衡式遺言（testamentum per aes）の場合について船田享二『ローマ法』岩波書店を参照のこと。F. C. v. Savigny, Geschichte des römi-

schen Rechts im Mittelalter. 2Aufl.1834, 2, S.91. サヴィニーやグリム『法の内なるポエジー』（堅田訳 259頁）は、ゲルマン人はこうした慣行をローマから継受したと考えている。しかし、ゲルマン語の「ヘーレン（聴く）」と「ゲヘーレン（所有する）」は、語源的にみて同根であるというから、事は簡単ではない。

31) Ganshof, F. L., The use of the written word in Charlemagne's administration. in: The Carolingians and the Frankish Monarchy. 1971. ガンスホーフはフランク王国の行政上の文書主義は7世紀中葉にはいったん途絶え、ピピン三世のもとに再生するが、ルイ敬虔帝治世末年には再び衰退するとしている。Rosamond Mckitterick, The Carolingians and the written word. 1989. によれば、司法・行政上の文書主義は8世紀中葉以降盛んになり、カロリング文化の基本的要素になったという。ローマの法実務が書証主義でフランクのそれがオーラルであったとの対照的な捉え方に批判的である（S. 60f.）。

32) マックス・ヴェーバー『法社会学』, 140頁。

33) H. Wenzel, Hören und Sehen, Schrift und Bild, S. 62.

34) Pactus Legis Salicae 44-1 ~10. 本条文の解釈の多義性については、久保正幡訳『サリカ法典』124頁以下、Theodore John Rivers, Laws of the Salian and Ripuarian Franks. 1986, S.21f. 参照。

35) Lex Ribuarua 71. 同法典30-1, 59-8にも裁判官の象徴としての杖への言及がある。Lex Baiuvariorum 2-14「太公の命令を軽視したる者について」では、「指輪」あるいは「印璽」が太公権力を象徴する物とされている。

36) 古ゲルマンから初期中世における裁判官は両当事者の上に立つものの、司会的役割を演ずるにすぎなかったが、「杖 fistuca」が間に入るということは、裁判官による調停を意味するものと考えられる。ただし、本条文の解釈については種々の議論があり、それについては久保正幡訳『リブアリア法典』188頁注を参照。なおS.ビルクナー（佐藤正樹訳）『ある子殺しの女の記録』人文書院（1990年）によれば、18世紀のフランクフルト市でおこなわれた刑事裁判において、裁判官は被告人にたいして死刑判決を告げる代わりに、神の加護を祈りながら「杖を三つに折り、死刑囚の足元にそれを投

げる」とある。「杖」は国王、将軍、牧人の杖と同じく、権力の象徴である。裁判長はこれによって厳粛を維持し、これを置いたとき裁判は終了する。「杖」が折られるのは、裁判の終了を宣告するとともに、判決の変更がありえないことを可視的、象徴的に示しているのである。裁判官が杖を折る行為については、Ruth Schmidt - Wiegand, *Mit Hand und Mund*, S.292.

37) *Pactus Legis Salicae* 26-1, 2 ; *Lex Ribuarua* 57. このほかにも *Lex Ribuarua* 58-1, 61-3, 62-2 を参照。この解放形式はフランク族に一般的であり, "homines denariales", "denariati" と称されていた。

38) *Lex Francorum Chamavorum* 12, *Germanenrechte, Texte und Übersetzungen Bd.2, Die Gesetze des Karolingerreiches 714-911, 1934* ; E.Th.Gaupp, *Lex Francorum Chamavorum*. 1855, Neudruck 1968, S.31.

39) 「ハントラダム」は『ランゴバルド部族法典』のなかの「ロタリ王法典」第225章に定めのある解放行為でもある。"rada", "radum" は "Rath" つまり相談・合議の意味だとする説と, "Rad" 車の意味だとする説とがあり, ここから本文にあるような解釈が生じている。

40) *Lex Ribuarua* 72.

41) *Pactus Legis Salica* 27-11, 18 = 久保訳『サリカ法典』第27章 9, 1.

42) *Lex Baiuvariorum* 12-10, 17-2. 「サイカ」とは、貨幣の単位で1/12ソルドゥス, 3デナリイに等しい。

43) 久保「象徴主義 (3)」によれば, ゲルマン法では「種々の権利・義務の関係に関連して距離を定めるのに, 今日のメートル・キロメートルに相当するような尺度の単位を以てすることなく, 例えば人が白馬・赤色の楯・戸の錠カン [金干] のひらめくのを見得だけの, 人の叫び声・鐘の響き・犬の吠え声を聴き得るほどの, ハムマー・杖・斧・鎌などを投げて届くだけの, 鶏が歩みまたは飛び, 或いは猫が跳ぶだけの距離というように具体的・感覚的に定めている」という。J. Grimm, *DRA*.

44) *Pactus Legis Alamannorum* 1-4, *Germanenrechte, Neue Folge I. Pactus*, 1958. *Lex Ribuarua* 68-1 ~ 3 にも同趣旨の規定あり。異なる解釈については, 久保正幡訳『リブアリア法典』94頁参照。

45) O. Gierke, *Der Humor im deutschen Recht*. S.10ff.

46) *Germanenrechte Texte und Übersetzungen, Bd.10*.

*Gesetze der Burgunden*, 1936, *Lex Gundbada* 97,98. ; Franz Wehrer, *Gesetze der Burgunden*, S.124f.

47) *Leges Alamannorum* 96-3 = *Pactus Legis Alamannorum* 28-1, 2.

48) Theodore John Rivers, *Law of the Alamans and Bavarians*, 1977, p.101 の訳では, 戸口が閉鎖されるのは犬の飼い主の家となっているが, *Lex Salica* 36; *Lex Ribuarua* 46-1 の同種の事件では, 「人を殺害したる当該四足獣は人命金の一半として受領せらるべく, 而して他半は四足獣の所有者がこれを支払う」とあり, 遺族の要求はこれに照らしても過大であるとしなければならない。Gierke, a.a.o. S.48f.

49) ここに言語のもつ象徴的機能がみてとれよう。同章には「かげま」とか「糞野郎」「娼婦」などといった罵詈雑言の類も, 名誉毀損に値するものとして, 罰金の対象とされている。*Pactus Legis Salicae* 64-1, 2 には「魔女の下僕」「魔女の釜運び」あるいは「魔女」といった罵りも, それが実証されないかぎり罰金の対象とされている。

50) アンドレ・ルロワ=グーラン『身振りと言葉』120頁。Thomas Ohm, *Die Gebetsgebärden der Völker und das Christentum*, Leiden 1948, S.9;

51) アンドレ・ルロワ=グーラン前掲書207-208頁。

52) 移動期前後のゲルマン人がルーン文字を卜辞や護符として用い, あるいはこれで神の名や人名を綴っていたことはよく知られている。彼らは, キリスト教への改宗を契機として, あるいはラテン語文化の影響下に入るとともに, ルーン文字を捨てていく。アレマン族は7世紀までルーン文字を保持しており, これを用いて文を綴っているが, ルーン文字を表音文字として用いる習慣は, ラテン語文化の影響で生まれたものであろうと推測されている。Vgl. H.Jänichen, *Neue Inschriften aus alamannischen Gräbern des 7.Jhs.in: Zs. für Württemberg. Landesgeschichte*, 18, 1967. 谷口幸男『ゲルマンの民俗』溪水社, 1987年。なおゲルマン系の言語で記された勅令や誓約あるいは部族法典のゲルマン語訳があらわれるのは, おおむね9世紀の前半以降のことである。R. Schmidt-Wiegand, *Stammesrecht und Volkssprache in der Karolingerzeit. jetzt in: Ders., Stammesrecht und Volkssprache*. SS. 171-203.

53) R. Mckitterick, *The Carolingians and the written*

word.; Ders., Sources and Interpretation, in: Cambridge  
Medieval History II. c. 700- c. 900, 1995.

54) 裁判における形式主義や象徴主義, あるいはユー

モラスな法慣習のこうした保持は, 文学におけるオー  
ラル・リテラシーの伝統の維持と軌を一にしている。H.  
Wenzel, Hören und Sehen, S.62f.

---

## Scenes of Trial in the Frankish Kingdom (3) —The symbolism in the laws of Germanic tribes—

YOSHINOBU MORI

*School of Social Information Studies, Otsuma Women's University*

### Abstract

The tradition of the unwritten custom of old Germanic tribes gave way to the influence of the culture of written language, when they came into direct contact with Roman civilization. The oral customary laws of the Salic Franks, one of the Germanic tribes, were also put on record in Latin.

But the Salic laws showed little influence from Roman laws, that is, they remained entirely archaic.

Legal practices in the early Mediaeval Frankish kingdom continued to depend on oral forms and the most crimes could not be proven by documentary evidence. Therefore, oral proof was characteristic of this largely illiterate age. And litigants had to act "by hand and mouth", "as to be visible and audible", in accordance with legal formalism and symbolism.

For a concrete example, when some lands were transferred, the land itself could of course not be handed over manually to the buyer. Hence, the acquisition of land was performed symbolically, such as by a handful of dirt or a clod of earth, both of which represented the land itself. There was also a symbolic release of the land by the owner, which in the Salic laws was represented by leaping over a hedge with a staff or rod in his hand. The Franks utilized also the rod as a symbol of the person. The procedure required for separating oneself from his kindred was very formal and symbolic.

Thus the legal acts in Germanic laws were completed through conventional phrase, formal gestures and the use of symbols. The use of writing reinforced these transactions even more, and the document itself meant nothing but symbol for the people who could not read the Latin word and understand the contents.

### Key Words (キーワード)

Germanic Law-codes (ゲルマン部族法典), Legal Symbolism (法的象徴主義), Legal Formalism (法的形式主義), Signs and Gestures (身振り手振り), Jacob Grimm (ヤーコプ・グリム), Frankish kingdom (フランク王国)